

医業経営情報

NO. 64 病医院経営者のための相続税節税テクニック

相続税は、相続によって取得した財産の合計額から相続により承継した債務の合計額を控除した残額が基礎控除額を越える場合に課税される税金です。

基礎控除額は「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」です。

課税される相続税の税率は下記の通りです。

法定相続分に応ずる取得価額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%	0千円
3,000万円以下	15%	500千円
5,000万円以下	20%	2,000千円
1億円以下	30%	7,000千円
3億円以下	40%	17,000千円
3億円超	50%	47,000千円

(平成20年1月10日現在)

例えば遺産総額が5億円で、法定相続人は妻と子供2人という場合の相続税は、配偶者控除を適用しても約73,000,000円となります。

実に遺産総額の約15%も相続税として納付する必要があります。

日本の相続税は諸外国と比べると高いという批判があり、平成15年税制改正で相続税率が引き下げられましたが、それでもアメリカ、ドイツ、フランスなどの主要国よりも高いのが現状です。

そこで今回は相続税を節税できるテクニックをいくつか紹介いたします。

相続税節税は計画的に行うこと

相続税節税の最も基本的なことは計画的に行うことです。

相続財産を手っ取り早く減らす方法は生前贈与することですが、生前贈与には贈与税という税金が課税されます。この贈与税は相続税より高いので、おいそれと贈与はできません。

しかし、贈与税には年間110万円の基礎控除額があります。この110万円を上手く活用しない手はありません。

例えば毎年、子供2人に対し110万円ずつ贈与し続けるのであれば、10年間で2,200万円の財産を無税で子供に移すことができます。

贈与税の基礎控除額を上手く活用する方法だけでも、計画的に行うことがどれだけ大切なのかご理解いただけるとと思います。とにかく財産を所有している人が高齢になればなるほど相続税を節税できる方法は少なくなっていくと思います。

個人開業より医療法人の方が相続税節税には有利

例えば下記のような個人開業の病院があったとします。

- ・ 病院用土地・建物は全て院長所有で評価額は3億円
- ・ 上記とは別に自宅用土地・建物があり、全て院長所有。評価額は1億円
- ・ 普通預金に5千万円の貯金あり
- ・ 毎年の利益は1億円で、毎年2千万円を定期預金に積み立てている。
- ・ 法定相続人は妻と子供2人
- ・ 借金はなし

上記の状態のまま10年後に院長が死亡した場合の相続財産はおおよそ下記のようになります。

財産の種類	評価額	備考
病院用土地・建物	3億円	自家使用のため評価減なし
自宅用土地・建物	2千万円	小規模宅地等の特例を適用し、80%の評価減
定期預金	2億円	毎年2千万円×10年間
普通預金	5千万円	
合計	5億7千万円	

しかし、病院を医療法人化し、病院用土地・建物を医療法人に貸すだけで、10年後に院長（理事長）が死亡した場合の相続財産は下記のように変わります。

- ・ 医療法人の出資金として普通預金の5千万円を出資したと仮定
- ・ 医療法人から院長（理事長）に対して給料と地代として毎年1億円支払い、
- ・ 医療法人の利益は毎年0円と仮定

財産の種類	評価額	備考
病院用土地・建物	2億1千万円	土地は貸家建付地、建物は貸家として約3割の評価減
自宅用土地・建物	2千万円	小規模宅地等の特例を適用し、80%の評価減
定期預金	2億円	毎年2千万円×10年間
出資金	5千万円	
合計	4億8千万円	

上記のように病院用土地・建物を医療法人に貸すだけで、建物・土地ともに評価減となり、このケースでは9,000万円も相続財産を減らすことができます。

利益が出ている医療法人は出資持分の生前贈与が有利

医療法人の出資持分の評価は設立時は1口1円ですが、医療法人が毎年利益を出していると年々出資持分の評価は上がっていきます。

医療法人の出資持分の評価方法についての説明は省きますが、医療法人によっては設立時に1口1円だった評価が1口10円になったりします。もし、設立時に1,000万円(1,000万口)出資しているのであれば、出資持分の評価額は1,000万口×10円で1億円になってしまいます。

これに対し、現金の額面は値上がりしません。現在のような低金利では定期預金にしても利息の金額は僅かです。

ですから、毎年贈与税の基礎控除額を利用して財産を子供に贈与するのであれば、現金よりも医療法人の出資持分を贈与した方が相続税節税になります。(下表参照)

ケース1 毎年現金を贈与した場合

- ・現時点で理事長は現金を5,000万円保有していると仮定
- ・現時点の医療法人の出資持分の評価は1口1円とし、毎年1円ずつ評価が上がると仮定
- ・現時点で理事長は医療法人の出資持分を1,000万口保有していると仮定
- ・子供2人とし、毎年110万円ずつ現金を贈与すると仮定

	理事長の保有現金	理事長の保有出資持分	子供2人に贈与した金額の累計
1年後	4,780万円	1,000万円(1,000万口)	220万円
2年後	4,560万円	2,000万円(1,000万口)	440万円
3年後	4,340万円	3,000万円(1,000万口)	660万円
4年後	4,120万円	4,000万円(1,000万口)	880万円
5年後	3,900万円	5,000万円(1,000万口)	1,100万円

結論：5年間で無税で子供に資産を移した金額は1,100万円

ケース2 毎年出資持分を贈与した場合

- ・現時点で理事長は現金を5,000万円保有していると仮定
- ・現時点の医療法人の出資持分の評価は1口1円とし、毎年1円ずつ評価が上がると仮定
- ・現時点で理事長は医療法人の出資持分を1,000万口保有していると仮定
- ・子供2人とし、毎年評価額で110万円分ずつ出資持分を贈与すると仮定

	理事長の保有現金	理事長の保有出資持分	子供2人に贈与した金額の累計
1年後	5,000万円	780万円(780万口)	220万円(220万口)
2年後	5,000万円	1,340万円(670万口)	660万円(330万口)
3年後	5,000万円	1,794万円(598万口)	1,206万円(402万口)
4年後	5,000万円	2,172万円(543万口)	1,828万円(457万口)
5年後	5,000万円	2,495万円(499万口)	2,505万円(501万口)

結論：5年間で無税で子供に資産を移した金額は2,505万円

実際に出資持分の評価が毎年1円ずつ上がるということはほとんどありませんが、それでも出資持分の評価が低いときに贈与した方が有利であることは変わりません。

MS法人を上手く利用する方法

この方法は医療法人の他にMS法人がないと出来ませんが、MS法人があればやり方次第ではかなり有効な方法です。

医療法人の出資持分は株式会社や有限会社が保有する事ができます。そこで、理事長が保有している医療法人の出資持分を、評価が低い時期に全てMS法人に譲渡してしまいます。

そしてここが重要なポイントですが、医療法人の出資持分を買い取った後のMS法人の株式の評価が高くなるように、毎年のMS法人の利益を少なく抑えることができれば、相続税をかなり節税できます。

MS法人の株式の評価方法は会社の規模により異なりますが、ほとんど売上高が8千万円以上20億円以下の会社か、売上高が8千万円以下の小会社に該当します。

例えば小会社の株式の評価方法は「一株当たりの純資産価額」または「類似業種比準価額×0.5+一株当たりの純資産価額×0.5」で算出します。

純資産価額とは、評価時点でのMS法人の時価ベースの資産から負債を引いた金額を言います。

類似業種比準価額とは、MS法人の一株当たりの利益や配当金額等と、国税庁が発表している類似業種の一社当たりの利益や配当金額等を比べて算出した株価を言います。

つまり、類似業種比準価額はMS法人の利益が少なく配当もしていなければ、株価が下がるのです。

下記に簡単なシミュレーションをしてみます。

■MS法人の株式評価のシミュレーション

- ・評価時点の帳簿価額ベースの貸借対照表

現預金	500万円	負債合計	1,000万円
医療法人の出資持分	1,000万円	資本合計	1,000万円
その他の資産	500万円	(うち当期純利益)	20万円
資産合計	2,000万円	負債・資本合計	2,000万円

- ・評価時点の時価ベースの純資産価額

現預金	500万円	負債合計	1,000万円
医療法人の出資持分	5,000万円		
その他の資産	500万円		
資産合計	6,000万円	純資産価額	5,000万円

- ・MS法人の株式数は200株で、小会社に該当

- ・類似業種比準価額の算定に必要な金額は下記の通り

	類似業種の株価	配当金額	利益金額	簿価純資産価額
MS 法人	—	0円	1.0円	50.0円
類似業種	336.0円	2.3円	22.0円	128.0円

※類似業種は平成19年3月時点の「その他のサービス業」のものを使用

- ・上記より計算したMS 法人の類似業種比準価額 一株 17,700円
- ・上記より計算したMS 法人の純資産価額 一株250,000円

MS 法人の株式の評価額 $17,700円 \times 0.5 + 250,000円 \times 0.5 = 一株133,850円$

もし、医療法人の出資持分を全て理事長が保有していれば相続税評価額は5,000万円になりますが、MS 法人が医療法人の出資持分を全て保有していればMS 法人の株式を全て理事長が保有していても相続税評価額は $133,850円 \times 200株 = 2,677万円$ で済みます。

MS 法人に医療法人の出資持分を譲渡する前に、MS 法人の株式の大半を妻や子供といった相続人に移しておけば、更に効果的です。

ただし、MS 法人に医療法人の出資持分を譲渡する際に、1口1円以上で譲渡するのであれば、理事長に対して譲渡税が課税されますので、この方法を検討される時は、譲渡のタイミングに十分注意して下さい。

基金拋出型医療法人に移行する方法

平成19年4月1日より医療法が改正され、医療法人は原則として出資持分の定めのない医療法人のみとなりました。ただし、既存の出資持分の定めのある医療法人（いわゆる一般的な医療法人）は経過措置型医療法人として当分の間存続されることになっています。

そして平成19年4月以降に設立される出資持分の定めのない医療法人には、出資金の代わりに基金という、ちょっとわかりづらい制度が設けられました。

基金とは返済期限も利息もない金銭消費貸借のようなものと考えて下さい。

この基金をどのように財産評価するかまだ国税庁から正式な発表がありませんが、恐らく農業協同組合等に対する出資の評価方法と同じように、基金の金額そのままの評価になると思われます。つまり1,000万円の基金であれば、医療法人の純資産価額や利益とは関係なく1,000万円の評価になるということです。

そこで考えられる相続税節税の方法が、医療法人が赤字または赤字に近い状態の時に、基金拋出型医療法人に移行してしまうという方法です。

なぜ、赤字または赤字に近い状態の時でなければならないかというと、出資持分の定めのある医療法人から出資持分の定めのない医療法人へ組織変更するのは、税法上は一度出資持分の定めのある医療法人を解散したものとみなして、出資持分に対する含み益に対して所得税が課税されるからです。これをみなし配当課税と言います。

解散も譲渡もしておらず、逆に出資持分を放棄するのに、どうして所得税が課税され

るのかご理解できないと思いますが、仕組みはご理解できなくても所得税が課税されるということだけご理解下さい。

ですから、赤字または赤字に近い状態であれば、そもそも出資持分の評価が1口1円となりますので、所得税は発生しないこととなります。

そして、一度基金拠出型医療法人に移行しておけば、将来医療法人が利益が出てきて財産が増えてきても、相続税の心配はありません。

以上、相続税を節税できるテクニックをいくつか紹介しましたが、基本は計画的に行うことと、医療法人であることです。

ただし、本誌で紹介した方法もやり方やタイミングを間違えると、かえって税金が多くなることもあります。また、ここで紹介した方法以外の方法もたくさんあります。

ですから、相続税節税はきちんとしたシミュレーションを行い、有利・不利を正しく見極めてから行うようにして下さい。

平成20年1月10日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹